

職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年9月7日

香川県知事 浜 田 恵 造

### 香川県規則第37号

職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則

職場適応訓練委託規則（昭和38年香川県規則第68号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(委託契約の変更及び解除)</p> <p>第11条 略</p> <p>第12条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 当該職場適応訓練生が国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法（昭和52年法律第94号）第4条第1項に規定する漁業離職者求職手帳、本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法（昭和56年法律第72号）第16条第1項に規定する一般旅客定期航路事業等離職者求職手帳又は労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則（昭和41年労働省令第23号）附則第3条第1項に規定する漁業離職者求職手帳の発給を受けた者であるときは、当該手帳が失効した場合</p> <p>(5) 当該職場適応訓練生が労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第1条の4第1項第6号に規定する港湾運送事業離職者でなくなった場合</p> <p>(6) 略</p>	<p>(委託契約の変更及び解除)</p> <p>第11条 略</p> <p>第12条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、委託契約を変更し、又は解除することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 当該職場適応訓練生が国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法（昭和52年法律第94号）第4条第1項に規定する漁業離職者求職手帳、本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法（昭和56年法律第72号）第16条第1項に規定する一般旅客定期航路事業等離職者求職手帳又は雇用対策法施行規則（昭和41年労働省令第23号）附則第3条第1項に規定する漁業離職者求職手帳の発給を受けた者であるときは、当該手帳が失効した場合</p> <p>(5) 当該職場適応訓練生が雇用対策法施行規則第1条第1項第6号に規定する港湾運送事業離職者でなくなった場合</p> <p>(6) 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。